

令和5年度 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金の概要

宮城県建築住宅センターは、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減、及び災害時にも電気や熱を確保できる住まい(スマートエネルギー住宅)の普及を図るため、以下の補助対象設備等の導入又は施工をする方に対して、その費用の一部を補助します。

みやぎ環境税活用事業

1 補助対象設備等

補助対象設備等		補助額・率
創エネ	①太陽光発電システム(蓄エネ設備併設タイプ)	4万円/件
	②地中熱ヒートポンプシステム	補助対象経費の1/5(上限50万円)
蓄エネ※1	③EV・PHV【新メニュー】	10万円/件
	④蓄電池	6万円/件
	⑤V2H(住宅用外部給電機器)	5万円/件
省エネ	⑥家庭用燃料電池(エネファーム)	8万円/件
	⑦既存住宅省エネルギー改修	改修部位・範囲により 2千円~10万円
	⑧みやぎゼロエネルギー住宅 ※2	32万円/件

※1 ④⑤については太陽光発電システムの設置が、③については加えてV2Hの設置が要件。

※2 ⑧については②③⑥との併用申込が可能。

2 補助対象者

次の(1)から(4)までの全てを満たす方

(1)宮城県内に住所を有する個人

(法人又は個人事業主(以下、「法人等」という)の代表者が居住する住宅に限り、法人等の名義で申請することもできます。)

(2)全ての県税に未納がないこと

(3)暴力団員又は暴力団関係事業者には該当しないこと

(4)太陽光発電システムの場合、「みやぎスマエネ倶楽部」に入会申込すること

3 基準日と募集期間

募集区分	対象となる基準日※3の期間	受付期間	予算額※4
一次募集	令和4年12月1日 ~令和5年5月31日	令和5年5月29日(月)~6月9日(金)	147,625,000円
二次募集	令和5年6月1日~9月30日	令和5年10月2日(月)~10月13日(金)	98,318,000円
三次募集	令和5年10月1日~11月30日	令和5年12月4日(月)~12月15日(金)	49,307,000円

※3 基準日とは、太陽光は電力受給開始日、EV・PHVは初度登録日、省エネ改修及び地中熱は工事完了日、その他の設備等は引渡日を指します(特例あり)。基準日に対応する受付期間にしか申込みができませんので、必ず申込前に基準日をご確認ください。

※4 各募集区分の申込総額が予算額を上回った場合は、抽選により交付対象者を決定いたします。

お申込前に必ず手引きをお読みいただき、申込金額等にお間違いがないかご確認ください。

補助金の申込先・お問い合わせは

(一財)宮城県建築住宅センター 住宅保証課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1-20 ふるさとビル 6階

TEL 022-265-3605

ウェブサイト <https://www.mkj.or.jp> メールアドレス sumaene@mkj.or.jp

令和 4 年度からの変更点(概要)

申請区分等	令和 4 年度の内容	令和 5 年度の内容
補助内容	太陽光発電システム:4万円/件 V2H:6万円 エネファーム:10万円/件 みやぎゼロエネルギー住宅 :40万円/件	太陽光発電システム(蓄エネ設備併設タイプ):4万円/件 太陽光発電システム単独設置の場合の補助廃止 V2H:5万円 エネファーム:8万円/件 みやぎゼロエネルギー住宅:32万円/件 EV・PHV:10万円/件(新設)
太陽光	太陽光単体設置の場合も申請可能	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの申請は、蓄電池又は V2H の設置(同時設置又は既設を問わない)が無い場合対象外 【提出書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池又は V2H を設置していることがわかる書類
省エネ改修		<ul style="list-style-type: none"> ・別紙判断基準の変更(地域区分の変更は無し) ・家庭エコ診断の受診を要件化 【提出書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・うちエコ診断の結果レポート
みやぎ ゼロエネ住宅	本補助金の他の設備との併用申込は不可	地中熱ヒートポンプシステム、EV・PHV、エネファームについては併用申込可